

次回 2月の学習会案内です！

第24回「資本論を読む会」は 日時：2021年2月25日（木）
午後6時30分から。※時間変更注意！！



次回は「第8章 労働日 第3節 搾取に対する法的制限…」(岩波文庫(二)114P) からです

1月の「資本論を読む会」は、オンライン開催で9名の参加でやりました（除雪疲れで急きょ1人欠席）。

今回から「第8章労働日」に入りましたが、労働時間のことから、参加者の関心も具体的で、かつ分かりやすくなりましたね。

“資本が剰余労働を発明したのではない”というフレーズが印象的で、資本主義以前の賦役労働と工場労働の区別、労働時間のごまかし「資本家のつまみ食い」など、話題が拡がりました。

次回リモートで開催します。現役の方が参加しやすいようにと、開催時間は6時30分からとします。

新しく参加を希望する方には「招待状」を出しますので事務局(誰か)までご連絡下さい。

☆「資本論を読む会」のこれまでの資料は下記ホームページでご覧になれます。

◎ <http://socialistho.cafe.coocan.jp/> 「資本論を読む会」オープン・コーナーにあります。

パスワードは不要で閲覧できます。

レポーターから -anak

第8章 労働日 第1節 労働日の限界

- ・労働日(ab+bc)は可変量である。…a(必要労働時間) b(剰余労働時間) c
- ・労働日は、決してこの最低限(b)までは短縮されることはない。
- ・労働日の最大限度…①肉体的限界②精神的・社会的な諸制限。
- ・資本家は人格化された資本。彼の魂は資本の魂。
- ・資本主義的生産の歴史では労働日の標準化は、資本家階級と労働者階級の闘争として表れる。

第2節 剰余労働に対する渴望。工場主とボヤール

- ・資本家が剰余労働を発明したのではない。
- ・使用価値が主たる地位にある場合には、剰余労働は欲望範囲によって制限される。
※過度労働・致死労働の強制は古代世界では例外である。
- ・資本主義的生産様式は、過度労働の文明化された残虐が接穂される。例…黒人労働。
- ・剰余労働—徭役(賦役)労働と工場労働との区別
- ・(工場労働)1労働日…剰余労働と必要労働とは、互いに解け合っている。
- ・徭役(賦役)労働…場所的に分離され、剰余労働は必要労働から明確に区分されている。
- ・レグルマン・オルガニク(賦役労働の法典)のごまかし
- ・イギリス工場法は、(剰余労働に対する)渴望の消極的表現である
- ・(工場法は)労働力を無制限に吸い取ろうとする資本の衝動を制御する。
- ・盲目的な略奪欲が国民の生命力の根源を奪っていた。
※兵士の身長低下。耕地への(無制限な)肥料(グアノ)の注ぎ込み＝土地の疲弊
- ・工場監督官の報告…労働時間の「盗み取り」※1850年の工場法。平均10時間なのだが。
- ・詐欺的な工場主は
- 平日…午前6時前(15分)+午後6時以降(15分)+朝食時(10分)+昼食時(10分)で計60分。5日間で合計300分(5時間)
- 土曜日…午前6時前(15分)+朝食時(10分)+午後2時以降(15分)で計40分。
- 1週間で340分(5時間40分)→年50週間で270時間＝27労働日を「盗み取る」